

ハイ・タク事業における インフルエンザ感染防止対策

平成21年9月
全国ハイヤー・タクシー連合会

1. はじめに

8月における厚生労働省の発表では、新型インフルエンザ(A/H1N1)が全国的な流行シーズンに入っているものとされ、全国的に感染が拡大して、9月7日現在で12,537人以上が感染し、すでに11人が亡くなっております。また、新学期の開始を受けて、更なる感染拡大が懸念されています。

通常のインフルエンザの主な感染経路は接触感染と飛沫感染であると考えられており、新型インフルエンザについても現段階ではその感染経路を特定することはできないものの、同様に接触感染と飛沫感染が主な感染経路として推測されています。目や粘膜等からも感染すると言われております。このため、接触感染と飛沫感染を想定した対策をとることとします。

一方、通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下するので、2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下しますが、タクシーの車内では対人距離を保持することができません。

この冊子で紹介する感染対策を実施したとしても、自分自身や周囲への感染の可能性が完全になくなるわけではありませんが、出来ることから丁寧に実践していくことで周囲を守るという配慮を続けていくことが重要です。

2. 新型インフルエンザ(A/H1N1)について

今般の新型インフルエンザの特徴としては、①感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復していること、②抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど季節性インフルエンザと類似する点が多いこと、③基礎疾患(糖尿病、ぜん息等)を有する者を中心に重症化しやすいと考えられていること等が挙げられます。

主な症状として38℃以上の高熱、咳、咽頭痛、筋肉痛倦怠感、下痢、嘔吐などがみられます。

3. 正しい手洗い及び手指消毒方法について

接触感染においては、患者の体液が付着した部位を免疫がない人が手指等で触れ、その手で自分の粘膜を触ることによって間接的に感染します。接触感染防止のためには手洗いの励行が効果的であり、流水と石けんを用いた手洗い又は濃度60～80%のアルコール製剤によってウイルスは死滅するとされていることから、手洗い・手指消毒を徹底しましょう。

手洗いについては、付着したウイルスを除去するため、流水と石けんを用いて15秒以上行うことが望ましく、手洗い後には水分を十分に拭き取ることが重要

(2)

です。

人混みから出た後やのどが乾燥している時、空気が乾燥している時などは、うがいと併用しましょう。

4. インフルエンザ対策会議の設置

○経営者は、営業所長、総務部長等の各部門の責任者を構成員とする対策会議を設置し、必要に応じてインフルエンザ対策担当部門を設置します。各部門の責任者は、インフルエンザ関連情報の収集や欠勤者数等の社内状況の把握に努めるとともに、社内の司令塔として適切な指示を出し、お客様及び社員への感染防止対策の実施を図るようにします。

また、責任者がインフルエンザに感染した場合を考慮し、副責任者を用意しておきましょう

5. 具体的な感染防止対策

お客様は、電車やバスなどと比べて、タクシーの方が個別輸送であるため、感染リスクが低いと考えてご乗車いただくことがあります。タクシー車内の消毒をこまめに行うなど、お客様への感染防止を第一に考え、以下のような対策を講じましょう。

(1) 自宅～出勤

○起床時に検温及び体調のチェックを行いましょう。

だるい、吐き気、発熱等の体調に異常があったら無理に出勤せず、会社へ連絡を入れましょう。

○家族がインフルエンザに感染又は発熱等の症状がある場合、会社へ連絡を入れ、(可能であれば) 自宅で様子を見ましょう。

○電車、バスなどの公共交通機関での感染を防ぐため、時差出勤を検討しましょう。

○自家用車、自転車等の通勤手段の見直しを図りましょう。(通勤手段を変更する際には、必ず会社と相談の上、行いましょう)

○咳、くしゃみ等がある場合は、マスクを着用しましょう。

(2) 出勤～点呼

○出勤した後は、うがい・手洗い・手指消毒を行いましょう。

○運行管理者は、対面で点呼をする際、2 m以上の距離を保持するよう努めましょう。

○運行管理者は、乗務員を良く観察し、体調の不良を認めた場合は、無理に乗務させずに様子を見て、発熱等の症状があれば発熱相談センターに電話をして相談しましょう。

○運行管理者は、乗務員に対しインフルエンザ対策として、うがい・手洗い・手指消毒、車内の消毒等を徹底させましょう。

○アルコールチェッカーは、使用前、使用後に消毒しましょう。

○タクシーに消毒用アルコール製剤等が常備されているか確認しましょう。

○日常点検時(運行前)に車両のハンドル、シフトレバー、メータースイッチ、ドアノブ等の頻りに手が触れる部分を消毒しておきましょう。

(3) 乗務中

- 咳やくしゃみをしているお客様を乗せた後は、手すりやドア付近など、お客様がさわった可能性があるところや防犯仕切板など、咳くしゃみの飛沫が付着しそうなところをアルコール製剤等で消毒を行いましょう。また、うがい・手洗い・手指消毒を行い、車内の空気を換気しましょう。
- 通常の営業中に際しても、時間を決めて定期的に車内の消毒、換気及びうがい・手洗い・手指消毒を励行しましょう。
- 食事の前にも必ずうがい・手洗い・手指消毒を行いましょう。
- 乗務中に発熱や体調不良を認めた時は、無理をせず会社へ連絡を入れ、帰庫するようにしましょう。

(4) 帰庫～帰宅時

- 帰庫後は、必ずうがい・手洗い・手指消毒を行いましょう。
- 車両のハンドル、シフトレバー、メータースイッチ、ドアノブ等の頻繁に手が触れる部分や防犯仕切板など、咳くしゃみの飛沫が付着しそうなところの消毒を行いましょう。
- 納金が済んだ時もうがい・手洗い・手指消毒をしましょう。現金は、多くの人が触れるものですから、ウィルスが付着している可能性があります。
- 帰宅する際は、通勤時間帯を避けるように努めましょう。

(5) 明け番、休日

- 明け番、休日は、しっかりと睡眠をとり、休養に努めましょう。
- 外出の際は、人混みを避け、なるべく感染の機会を減らす努力をしましょう。

(6) 職場内

- 総務担当者等は、マスクや消毒液等の衛生用品の必要数を確保し、欠品がないよう計画を立てて備蓄をしておきましょう。
- 衛生管理者等は、社内の清掃に努め、トイレ、洗面台などの消毒を頻繁に行うように指導監督しましょう。
- うがい・手洗い・手指消毒等のポスター等を社内に掲示し、周知徹底を図りましょう。
- 営業所、事業所の入り口等に手指消毒が行えるように消毒用アルコール製剤を設置しておきましょう。
- うがい用のコップ等は共用しないで、個人のものを用意するか、紙コップ等を使用しましょう。
- 洗面や手洗いに使うタオル等も個人のものを用意しましょう。
- 咳やくしゃみがある場合は、マスクを着用し、なるべく風呂や仮眠所等を使用しないようにしましょう。
- ドアノブやエレベーターのボタン、階段のてすり、照明のスイッチ等はこまめに消毒するようにしましょう。
- 電話の受話器、共用パソコンのマウス等も消毒を行いましょう。

6. マスクについて

- 感染していない健康な人が行うマスク着用による感染予防は、一定の効果しか期待できないとされています。うがい・手洗い等の感染防止策を併せて行いましょう。
- 一方で、インフルエンザ様症状のある人のマスク着用については、咳やく

しゃみによる飛沫に含まれたウイルスの飛散を相当程度減少させることが期待できます。従って、咳・くしゃみの場合又は上記2のようなインフルエンザ様症状のある場合にやむを得ず外出するような場合には、飛沫感染を防止するためにマスクを着用することが必要です。

相談事例

Q：インフルエンザ感染防止のため、乗務員にマスクを着用させる必要があるでしょうか。

A：上記6にある通り、感染していない健康な人が行うマスク着用による感染予防は、一定の効果しか期待できません。しかし、本年5月に国内感染者が出始めた地域でマスクを着用していない乗務員が「この会社はマスクも用意していないのか」とお客様にお叱りを受けた事例がありました。また、同じ時期に感染者が見つからない地域では、乗務員がマスクをしていると、インフルエンザを警戒して乗ってくれなかった事例もありました。地域によって、またお客様個人によってマスクに対する考え方は違うものです。

従って一概に是非は言えませんが、乗務員にマスクを着用させるに当たっては、乗務員が「会社の方針で、全乗務員がマスクをしております」などと説明したり、車内に「インフルエンザ感染防止のために乗務員がマスクを着用しています」等の掲示をしておくなど、お客様に不安を抱かせないような工夫が必要であると考えます。

7. 咳エチケットを徹底しましょう

(1) 周囲の人からなるべく離れてください。

咳やくしゃみのしぶき(飛沫)は約2メートル飛ぶとされています。

(2) 咳やくしゃみをするときは、他の人から顔をそらせ、ティッシュなどで口と鼻を覆いましょう。

他の人にしぶき(飛沫)をかけないように心がけましょう。マスクをしていない場合には、ティッシュなどで口と鼻を覆うことも大切です。使ったティッシュはすぐにゴミ箱へ捨てましょう。

(3) 咳やくしゃみを抑えた手を洗いましょう。

咳やくしゃみを手で覆ったら、手を石鹸で丁寧に洗いましょう。

(4) マスクを着用してください。

咳、くしゃみが出ている間はマスクを着用しましょう。
使用後のマスクは放置せず、ゴミ箱に捨てましょう。

8. インフルエンザワクチンについて

新型インフルエンザワクチンは、確保できるワクチンの量が限られており、厚生労働省は、「インフルエンザ患者の診療に従事する医療従事者、妊婦及び基礎疾患を有する者(この中でも、1歳~就学前の小児の接種を優先)、1歳~就学前の小児、1歳未満の小児の両親の順に、優先的に接種を開始する。」との案を

示しました。

一方で季節性インフルエンザワクチンについては、これを接種することにより、医療機関の受診の必要性及び医療機関の混雑の可能性を減じることが期待できます。また、新型インフルエンザと従来からの季節性インフルエンザの双方に有効とされるタミフル・リレンザ等の抗インフルエンザウイルス薬が、新型インフルエンザ感染拡大時に仮に不足するような事態になった場合においても、季節性インフルエンザワクチンを接種しておくことにより、季節性インフルエンザの感染の可能性を減じ、ひいては、抗インフルエンザウイルス薬の不足に直面する可能性を減じることが期待できますので、副反応のリスクはありますが、計画的に接種するようにしましょう。

9. 乗務員、社員が感染した場合の対応

乗務員等が職場においてインフルエンザ様症状を発症した場合、当該乗務員に対して染拡大を防ぐためのマスクを着用させた上で、医療機関の受診を勧め、休暇を取らせましょう。また、当該職員等が使用した机、電話、パソコンなどについて消毒を徹底しましょう。

10. 終わりに

○インフルエンザに感染した場合の受診と「療養の手引き」（抜粋）をご紹介します。詳細は厚生労働省HPを参照してください。

また、インフルエンザの関連情報は、厚生労働省の他、都道府県、市区町村のHPにも掲載され、日々更新されています。常に最新情報の把握に努め、対策を進めてください。

「インフルエンザかな？」症状のある方々へ

(厚生労働省 受診と療養の手引きから抜粋)

※詳細については

、 <http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/07/dl/h0709-01c.pdf>
を参照ください。

○熱が出ていて咳がある場合

必ず受診しなければならないわけではありません。症状が比較的軽く、自宅にある常備薬などで療養できる方は、診療所や病院に行く必要はありません。ただし、慢性疾患などの持病がある方々など、感染することで重症化するリスクのある方は、なるべく早めに医師に相談しましょう。

○病院に行くことにした場合、どこの病院を受診すれば良いですか。

受診する医療機関の発熱患者対応の診療時間や入り口などがわかっていますか？

もし、わからない場合には、まず電話をしてから受診方法について相談しましょう。

・発熱患者の診療をしている医療機関がどこにあるか分からない方

保健所などに設置されている発熱相談センターに電話をして、どの医療機関に行けばよいか相談しましょう。

- ・発熱患者の診療をしている近隣の医療機関が分かっている方
発熱患者の診療をしている医療機関に電話をして、受診時間などを聞きましょう。事前に電話をしないまま、直接行かないように気をつけましょう。
- ・慢性疾患などがあるかかりつけの医師がいる方
かかりつけの医師に電話をして、受診時間などを聞きましょう。事前に電話をしないまま、直接行かないように気をつけましょう。
- ・妊娠している方
かかりつけの産科医師に電話をして、受診する医療機関の紹介を受けましょう。産科医師が紹介先の医師にあなたの診療情報を提供することがあります。
- ・呼吸が苦しい、意識が朦朧としているなど症状が重い方
なるべく早く入院設備のある医療機関を受診しましょう。必要なら救急車を呼びますが、必ずインフルエンザの症状があることを伝えます。

○自宅で療養する場合

【患者であるあなたは・・・】

- ・咳エチケットを守りましょう。
- ・手をこまめに洗いましょう。
- ・処方されたお薬は指示通りに最後まで飲みましょう。
- ・水分補給と十分な睡眠を心がけましょう。

【患者の同居者は・・・】

- ・患者の看護をした後など、手をこまめに洗いましょう。
- ・可能なら患者と別の部屋で過ごしましょう。
- ・マスクの感染予防効果は限定的ですが、患者と接するときには、なるべくマスクを着用しましょう。
- ・患者の使用した食器類や衣類は、通常の選択・洗浄及び乾燥で消毒できます。

○熱が下がったら

- ・熱がさがっても、インフルエンザの感染力は残っていて、あなたは他の人に感染させる可能性があります。完全に感染力がなくなる時期については、明らかでなく、個人差も大きいと言われます。少なくとも次の期間は外出しないように心がけましょう。

熱がさがってから2日目まで

ただし、現在流行している新型インフルエンザについては、発熱などの症状がなくなっても、しばらく感染力がつづく可能性があることが、様々な調査によって明らかになっています。

ですから、あなたが新型インフルエンザに感染していると診断されている場合や、あなたの周囲で新型インフルエンザが流行している場合には、発熱などの症状がなくなっても、周囲の方を守るため、さらに次の期間についてもできるだけ外出しないようにしてください。

発熱や咳(せき)、のどの痛みなど症状がはじまった日の翌日から7日目まで